

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興に向け
国が前面に立って最後まで取り組むことを求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は、いまでも福島県双葉地方を中心に当県全域に暗い影を落としている。発災から13年以上が経過したものの、いまだに帰還困難区域が存在するなど、原子力発電所事故がもたらした被害の大きさは計り知れない。風評被害も依然として根強くあり、特に農林水産業や観光産業に関しては、販売価格や来県者数などが今なお震災前の水準に達していない厳しい現状にある。一方、歳月の経過とともに東日本大震災や原子力発電所事故についての関心は薄まりつつあり、記憶の風化は加速度的に進んでいる。また、避難地域においては、避難指示解除の時期が地域によって異なるため、復興の進捗も地域によって異なり、地域が抱える課題も個別化・複雑化している。

そのような中、当県の復興・創生を支える福島再生加速化交付金などを巡り、先日開かれた政府の行政事業レビューにおいて、外部有識者からは国が全額負担する現行制度の在り方検討や対象地域の見直し等を求める意見があった。ただ、こうした意見は復興途上にある避難地域の実情に沿うものではなく、事業見直しの議論も時期尚早と言わざるを得ない。

国は、第2期復興・創生期間（令和3～7年度）以降についても、引き続き前面に立って当県の復興に取り組む方針を早期に示すとともに、被災地域の人々が「復興が成し遂げられた」と実感する日まで被災地に親身に寄り添い、真摯な姿勢で、迅速かつ的確な支援と対応を行う必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 引き続き国が前面に立って最後まで福島復興に取り組むこと。
- 2 各種助成や補助を継続し、当県の現状を把握した上で迅速かつ的確に対応すること。
- 3 令和8年度以降の支援の在り方についても、第2期復興・創生期間と遜色のないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月18日

衆議院議長				
参議院議長				
内閣総理大臣				宛て
財務大臣				
経済産業大臣				
復興大臣				

福島県議会議長 西山尚利